主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人磯田亮一郎、同西田嘉晴、同模泰吉、上告復代理人堀正視の上告理由について。

特定債権が遺贈された場合、債務者に対する通知又は債務者の承諾がなければ、 受遺者は、遺贈による債権の取得を債務者に対抗することができない。そして、右 債務者に対する通知は、遺贈義務者からすべきであつて、受遺者が遺贈により債権 を取得したことを債務者に通知したのみでは、受遺者はこれを債務者に対抗するこ とができないというべきである。原審の確定したところによれば、本件貸金債権の 遺贈については、受遺者である上告人から債務者である被上告人らに対し本件訴状 送達により通知されたというのみで、適法な債務者に対する通知又は債務者の承諾 がなかつたというのであるから、上告人は遺贈によつて取得した本件貸金債権をも つて被上告人らに対抗することができないとした原審の判断は、正当である。原判 決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

找判長裁判官	吉	田		豊
裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	小	Ш	信	玄隹
裁判官	大	塚	喜	郎